

一町三十七間、四方田圃なり。村中に官より令せらるる掟条目の制札あり。東二町三十四間、蟹川村の界に至る。其村は辰巳に當り八町。西八町四十四間、本多村の界に至る。其村まで十町三十間。南三町五十一間、今和泉村の界に至る。其村まで九町。北五町五十三間、中里村の界に至る。其村まで九町。又戊の方七町二十一間、荒田村の界に至る。其村まで八町。

○小名 宝寿、本村の北五町五十間にあり、家数三軒、東西一町二十間、南北二十間、寛政五年（一七九三）宝寿院の住侶本教と云僧、本村及び田村山村の境内を新墾して民居を構えき。文化二年より宝寿と称し、本村に屬す。

○端村 平太屋敷、本村より六町二十間戊亥の方にあり。家数五軒、東西四十二間、南北四十八間、四方田圃なり。

○山川 清水、小名宝寿の南にあり。東西一町五十間余、南北九間、白山清水と云。小魚多し。下流中里、石原、田村山三村の田地に灌ぐ。

○水利 思鑿堰、中荒井村の方より来り、田地の養水とし、中里村の方に注ぐ。

○倉廩 米倉、村中にあり、本組の米を納む。

○神社 熊野宮、境内東西二十五間、南北四十間、免除地。村南五町十間にあり。勸請の年月詳ならず、鳥居、幣殿、拜殿あり。相殿四座、伊勢宮二社、共に本村より移せり。八幡宮、同上。天神、同上。神職坂内備前、宝曆中（一七五一—一七六三）左近某と云者神職をつかさどり、相續て今に至りき。左近は今の神職清高が祖父たりと云。

○寺院 蓮華寺 境内千三百六十二歩、免除地、林中にあり。松命山と号す。山城国醍醐報恩院の末寺真言宗なり。開基の僧を仁範と云。紀州の人にて初鎌倉雪下に住し、葦名直盛の勅により此地に來り。康暦元年（一三七九）に此寺を建立し、令傾けども願心やまず、高野に詣で、臨終を遂げんとて旅装を催し、杖に扶けられ蟹川に至る。岸上に垂釣の翁ありて、いづくに往くと問う仁範宿願の由を語れば、即「高野山余処にはあらし下荒井、三鉢の松の法の朝風」と云和歌を詠じて其行を留む。仁範怪て其松何れにありやと問えば、汝が寺の境内にあり、是より汝が寺を松命山蓮華部寺清淨院と号すべしとて其形見えず。仁範奇異の思をなし歸て其院中を見れば、其松正しく三葉にして三鉢の称にかなえり。此松年を経て枝葉繁茂せしが、早乙女不淨衣を其枝にかけ